

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成29年8月23日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成29年3月2日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
新日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 永井 幹人	東京都港区南青山1丁目15-5

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) DCMホームック室蘭中島店 室蘭市中島本町1丁目3-1 の内	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	
(3) 新設日	平成29年11月3日	
(4) 店舗面積の合計	7,447 ² m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	270台
	駐輪場の収容台数	30台
	荷さばき施設の面積	108 ² m ²
	廃棄物保管施設の容量	60 ³ m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後9時30分
	駐車場の出入口数	入口1箇所、出口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 482台 > 270台					
	従業員駐車場等の整備	・敷地内に確保 (31台)					
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	・平面自走式30台分設置					
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。					
	搬入車両等の誘導	・搬入が、一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。					
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保に努めている。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などにより、安全かつ円滑な自動車誘導が図られている。 					
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員を配置し、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保に努めている。					
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、10cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場、冬季堆雪場所、駐車場外周部に一時的に堆雪するが、適時排排雪を行い必要台数の確保に努めている。 						
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価		
		1	55 dB	45 dB	○		
		2	55 dB	42 dB	○		
		3	60 dB	42 dB	○		
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価		
		1	45 dB	31 dB	○		
		2	45 dB	35 dB	○		
		3	50 dB	21 dB	○		
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価	
			a1 (A1')	排気⑤	40 dB	49 (35) dB	△
			a2	排気⑥	40 dB	22 dB	○
			a3	排気⑦	40 dB	20 dB	○
			A1 (A1')	排気⑤⑥⑦合成	40 dB	49 (35) dB	△
			a4	排気⑭	40 dB	19 dB	○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者に対して、自動車の低速走行などの環境への配慮を指導している。 					
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止し、騒音と排気ガスの削減に取り組んでいる。 					
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機は最新の低騒音型を設置している。 					
青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間終了後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮している。 					
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないように配慮している。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用を促す看板を設置し、近隣住宅への騒音対策に配慮している。 					
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	・指針容量 $27m^3 \leq$ 設置容量 $60m^3$					
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮している。 					
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図っている。 ・設置容量は、指針による容量を上回っている。 					
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めている。 					
	調理臭、悪臭の飛散防止 その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等や調理臭の発生はない。 ・店舗運営管理者 (店長など) と連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じるとしている。 					
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することの無いよう調和を図る。 ・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮している。 						

(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮している。 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をし、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		<ul style="list-style-type: none"> 届出書案を提出して計画概要を説明。
」	公安委員会（警察）	<p>【北海道札幌方面室蘭警察署交通第一課規制係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中島本町1丁目2号通線は広くないので、右折入出庫はやむを得ないが、向かいの商業施設モルエと同じように入出口と出口に分離してほしい。 → 駐車場出入口は入口と出口とする。 中島本町1丁目2号通線の国道37号接道部分で拡幅計画があるのならば、当該交差点信号現示の調整検討の可能性もある。 <p>【北海道警察本部交通部交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に指摘事項なし。
	地元市町村	<p>【室蘭市経済部産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係各課にも説明するように。 → 承知 <p>【室蘭市生活環境部環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「騒音、振動規制法の対象となる設備等はないようだ。」 <p>【室蘭市教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭ヶ丘小学校の通学区であり、中島本町1丁目2号通線と中島本町1丁目2条通線が通学路であることを確認。 → 店舗社員、取引先ともに周辺の交通安全に留意して運営する。繁忙日や早朝営業時には交通整理員により歩行者等の安全確保を図る。
	道路管理者	<p>【室蘭市都市建設部土木課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に指摘事項なし。
	その他関係機関	—
4. 市町村、住民等の意見		
(1) 市町村の意見		意見無し
(2) 住民等の意見		意見無し
5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案		
意見無し		

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。